

第 1 請求の受付

1 請求人

山形市相生町 5 番 25 号

弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所気付

市民オンブズマン山形県会議 代表者 外塚 功

山形市南原町三丁目 13 番 16 号 外塚 功

2 請求書の提出

平成 24 年 3 月 26 日

3 請求の内容（措置請求書の原文に即して記載した。）

(1) 措置の要求

山形県知事が山形県議会議員に対して、平成 22 年度において交付した政務調査費のうち、別紙「違法・不当支出議員別集計表」中の「支出額」について返還請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、監査委員が山形県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

(2) 請求の理由（違法・不当な行為）

ア 山形県議会議員は、平成 22 年度において、月額金 28 万円の政務調査費の交付を受けている。

イ その政務調査費は、地方自治法第 100 条第 14 項の「その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」との定めを受けて、「山形県政務調査費の交付に関する条例」に基づき、山形県議会議員に交付されているものである。

従って、県議会議員のその交付金の使途は、「県政に関する」調査研究に資するために必要な経費の目的に限定されることになる。

ウ 別紙（監査委員注：措置請求書に添付されている別紙）事実証明書の「2010 年（平成 22 年）山形県議会政務調査費違法・不当支出一覧」（以下「違法・不当支出一覧」という。）には、違法・不当と判断される理由を摘示しその項目を A ないし D に分類し、各項目ごとに件数及び支出額の総計が記載されており、これらについて各議員ごとに名寄せしたものが別紙「違法・不当支出議員別集計表」（以下「議員別集計表」という。）であって、各議員ごとに A ないし D の各項目ごとの件数、支出額とその合計が集計されており、この合計額が各議員ごとの返還を請求すべき金額である。

エ さらに、これらの内訳が、A ないし D の各項目ごとの内訳表であり、内訳表には議員名、支出年月日、支出額などの各個別の支出ごとに具体的な内容を記載して特定している。

オ なお、政務調査費全体の支出件数は膨大であり、全体の分析には相当の時間が必要であるため、この監査請求では、監査請求期間制限もあるため調査研究費に絞って分析検討したものであって、調査研究費以外の費目に関する支出に問題がないとしているものではない。ぜひ、監査委員の自発的な監査を望む。

カ 山形県議会では、この政務調査費の使途に関して、一定の基準（条例施行規程及びその規定内容を具体化した「山形県政務調査費の取扱いに対する要

領」並びに「使途基準運用の目安」)を策定し、最近の改訂もあり、これらの運用基準に従っているかどうかを厳密に判断することは当然であるが、仮にたとえ、外形的には基準に適合しているとしても、実質的内容で判断すべきであり、その使途の外形のみで、合法・違法や当・不当の判断がなされるべきものではないことを念のため付言する。

(別紙)

違法・不当支出議員別集計表

議席番号	議員名	A		B		C		D		議員別合計	
		件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額
2	吉村和武			1	5,000	4	75,740			5	80,740
3	榎津博士					1	356			1	356
4	高橋啓介					14	25,890			14	25,890
5	阿部昇司			5	25,000	42	161,500			47	186,500
6	加賀正和					18	61,080			18	61,080
7	森谷仙一郎			1	5,000	61	239,300			62	244,300
8	鈴木 孝	1	900	3	116,600	24	117,690			28	235,190
10	竹田千恵子	3	11,000	7	35,000	38	172,420			48	218,420
12	木村忠三			6	30,000	61	697,073			67	727,073
13	菅原 元			1	5,000	6	46,300			7	51,300
14	伊藤誠之			5	25,000	4	200,400			9	225,400
15	青柳信雄			2	10,000	33	287,020			35	297,020
16	小池克敏			3	13,000	6	32,560			9	45,560
17	中川 勝			6	30,000	25	132,730			31	162,730
19	児玉 太			1	5,000					1	5,000
21	伊藤重成			4	20,000	2	48,800			6	68,800
23	吉田 明			2	111,300	11	40,500			13	151,800
24	船山現人			5	25,000	22	94,485			27	119,485
25	田沢伸一			5	138,400					5	138,400
26	森田 廣			1	106,600					1	106,600
27	坂本貴美雄			5	25,000	11	49,000			16	74,000
28	星川純一					1	30,000	206	1,007,140	207	1,037,140
29	佐藤藤彌			3	15,000	26	124,370			29	139,370
30	沢渡和郎			1	5,000	16	155,540			17	160,540
32	野川政文			2	10,000	43	225,940			45	235,940
31	志田英紀	1	600			6	19,400			7	20,000
33	広谷五郎左エ門			1	5,000	6	31,000			7	36,000
34	土田広志			3	15,000	8	26,000	110	234,693	121	275,693
36	鈴木正法			2	10,000	1	5,000			3	15,000
35	阿部賢一			6	30,000	25	114,154	230	703,092	261	847,246
37	佐貝全健			2	10,000	6	159,020			8	169,020

38	平 弘造			6	28,000	4	45,000			10	73,000
39	阿部信矢					6	532,570			6	532,570
41	土屋健吾					1	23,070			1	23,070
42	松沢洋一			4	20,000	1	3,000			5	23,000
43	後藤 源	1	6,000	9	43,000	32	137,500			42	186,500
	合計	6	18,500	102	921,900	565	4,114,408	546	1,944,925	1,219	6,999,733

事実証明書

違法・不当支出一覧及び各項目内訳表（要約）

項目	違法・不当の理由	件数	支出額
A	意見交換会の交通費として支出しているが私的なもので目的外支出として違法・不当	6	18,500
B-1	県（総合支庁）などの案内した会合後の私的な懇親会で目的外支出として違法・不当（さらに議員が行政と酒食をともにするのは相互の緊張関係を阻害し、癒着を招くものである）	50	250,000
内訳	1 4月26日 庄内地域行政課題意見交換会	4	20,000
	2 5月12日 置賜地域意見交換会	7	35,000
	3 5月31日 置賜地域行政懇談会	8	40,000
	4 11月18日 置賜地域議員協議会	6	30,000
	5 4月26日 北村山地域政策懇談会	2	10,000
	6 5月24日 北村山管内政策懇談会	3	15,000
	7 4月20日 西村山政策懇談会	2	10,000
	8 5月31日 西庁舎所管事業等説明会	1	5,000
	9 4月26日 最上総合支庁県政検討会	4	20,000
	10 6月3日 最上地域公所長会議	4	20,000
	11 11月18日 最上総合支庁県政検討会	4	20,000
	12 4月23日 東南村山地域政策意見交換会	5	25,000
B-2	市町等の案内した会合後の私的な懇親会で目的外支出として違法・不当	44	214,000
B-3	議会用務で議会が支弁すべきものであり政務調査費の支出は目的外支出として違法・不当	8	457,900
C	市民・政治家などとしての活動であって、政務調査費を充当するのに適さない支出、または、政務調査費を充当するのに適さない会費などで目的外支出として違法・不当	565	4,114,408
D	政務調査の調査研究旅費として支出されているが、あまりに頻繁で、記載されている支出内容からは具体的な調査内容が明らかでなく政務調査のための支出としては認めがたく目的外支出として違法・不当	546	1,944,925
	合 計	1,219	6,999,733

（注） この要約は、請求書に添えられた事実証明書の「政務調査費の違法・不当支出一覧」及び「各項目内訳表」から作成した。

4 監査委員の除斥

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により、船山現人委員及び広谷五郎左エ門委員は除斥とした。

5 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に定める要件を具備していると認め、平成 24 年 4 月 12 日に受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

平成 22 年度に山形県議会議員（以下「議員」という。）に交付された政務調査費の調査研究費のうち請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、知事が返還請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象事項とした。

2 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 24 年 4 月 16 日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人の市民オンブズマン山形県会議の代表である外塚功並びに代理人である佐藤欣哉、高橋敬一、舟越範夫及び田中暁の 5 名が出席した。

新たな証拠の提出はなかった。

陳述における請求人の主張の要旨は次のとおりであった。

- (1) 政務調査費に関しては、平成 21 年度分についても監査請求しており、2 回目の監査請求となるので、厳正な監査をお願いしたい。
- (2) 政務調査費に関しては、県議会が自ら基準を作っており、それについては一定の評価をするものである。しかし、その基準が実態的に守られていないことから申し立てをするものである。
- (3) 平成 21 年度の監査請求に関しては、現在、訴訟中であるが、訴訟に至って、ある議員は返還をしてきたという経過もあり、平成 22 年度分は基準に従ってもっと良くなっているのだろうと資料を取り寄せたところ、実態は変わっていないという実感を持った。
- (4) 議会が自浄努力で問題点を整理のうえ新しい制度に移るよう、監査委員が何らかの提言をすることを希望する。
- (5) 県の総合支庁が主催した会合等に引き続き懇親会等の経費は、仮に意見交換がなされていても、酒席での話であり、政務調査が主目的ではないことから、政務調査費での支出は違法である。このことは、県職員が自費で参加していることから明らかである。（項目 B-1）
- (6) 県の総合支庁との会合や懇親会に使った運転代行料等も酒席に参加した結果であり、政務調査費では支出できないと考えるべきである。（項目 A）
- (7) 市町村レベルの会合についても、同様に考えるべきである。（項目 B-2）
- (8) 議会の活性化のための遠方への調査は、議会から一定の金額が出ているのではないか。いずれにせよ、わざわざ遠方に行かなくても資料収集できることから、政務調査費で支出されるべきものではない。（項目 B-3）
- (9) 反対集会への参加は、そこで情報収集がなされるとしても、主目的は反対

という政治活動であり、政務調査ではない。(項目C)

- (10) 自ら構成員や役員となっている団体の総会や懇親会等に参加する主目的は、あくまでもその団体の構成員や役員の立場での参加であり、結果として県政に関わる情報が得られるとしても、調査研究が主目的ではないことから、政務調査費で支出されるべきものではない。(項目C)
- (11) 祝賀会や記念パーティーへの参加は、結果として懇談がなされるとしても政務調査が主目的でないことから、政務調査費から支出されるべきものではない。(項目C)
- (12) あまりに頻繁に自家用車運転に係る交通費を支出しており、具体的な調査内容がなく政務調査費として支出されるべきものではない。このことは、平成21年度の監査請求に関する提訴において、ある議員が第1回の裁判前に返還したことから明らかである。(項目D)
- (13) 政務調査が主目的もしくは相当の目的である場合はともかくとして、主目的が別のものである場合は、政務調査費としての支出は違法・不当と判断すべきである。

3 監査方針

請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な政務調査費の支出に当たるか否か適否を判断するため、根拠となっている「山形県政務調査費の交付に関する条例」、「山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程」、「山形県政務調査費の取扱いに関する要領」及び「政務調査費の手引(平成20年3月作成)」に基づいて、適正に支出されているか並びに社会通念上妥当と判断されるかの観点から監査を行った。

4 監査対象部局

監査対象部局を、政務調査費の支出事務を担当している山形県議会事務局(以下「議会事務局」という。)とした。

5 関係人

法第199条第8項の規定による関係人を、請求人から請求のあった平成22年度政務調査費に関係する懇談会等の主催者である山形県の各総合支庁長等24人とした。

第3 監査の結果

1 事実証明書の検証

請求人が違法又は不当の具体的内容としている事実証明書について、その内容の検証を行った。

議会事務局に対する監査において、事実証明書の内容確認の状況を聴取するとともに、すべての案件について収支報告書原本との突合を行った結果、事実証明書において、請求人の錯誤又は摘示誤りがあったので、表1のとおり補正した。

また、星川純一議員に係る項目Dのうち95件について皆減93件を含め合計537,240円を減額する旨の収支報告書訂正届が、平成23年11月9日付けで提出されていることを確認した。

このことにより、別紙「違法・不当支出議員別集計表」についても、表2のとおり補正して監査を行った。

表 1

項目	議員氏名	番号	補正箇所	正	誤
B-2	阿部賢一	56	支出年月日	10月4日	9月4日
B-3	田沢伸一	6	支出年月日	4月23日	4月21日
		18	支出年月日	7月24日	7月23日
C	阿部昇司	25	支出年月日	2010/11/8	2010/11/4
		31	支出年月日	2010/12/17	2010/12/8
C	加賀正和	6	支出年月日	2010/11/6	2010/11/5
C	森谷仙一郎	28	支出年月日	2010/7/27	2010/7/3
		54	支出年月日	2011/1/22	2011/1/23
C	鈴木 孝	12	支出額	5,000	9,000
		16	支出年月日	2010/12/3	2010/11/10
		計	支出額	113,690	117,690
C	竹田千恵子	18	支出年月日	2010/9/17	2010/8/17
		26	支出年月日	2010/10/22	2010/10/21
C	木村忠三	28	支出年月日	2010/6/3	2010/6/1
		35	支出年月日	2010/8/2	2010/8/4
		37	支出額	21,800	28,000
		49	支出年月日	2010/12/20	2010/12/8
		58	支出年月日	2011/2/18	2011/2/17
		計	支出額	690,873	697,073
C	菅原 元	1	支出年月日	2010/4/13	2010/4/15
C	中川 勝	8	支出年月日	2010/5/15	2010/5/16
		11	支出年月日	2010/5/25	2010/5/26
		14	支出年月日	2010/8/7	2010/6/28
C	船山現人	12	支出額	27,783	30,870
		17	支出年月日	2011/1/16	2011/1/18
		18	支出年月日	2011/1/18	2011/1/8
		計	支出額	91,398	94,485
C	佐藤藤彌	2	支出年月日	2010/4/9	2010/4/17
		21	支出額	1,000	2,000
		計	支出額	123,370	124,370
C	野川政文	28	支出年月日	2010/12/25	2010/12/26
C	広谷五郎左工門	1	支出年月日	2010/4/25	2011/4/25
C	阿部賢一	2	支出年月日	2010/5/9	2010/5/8
		5	支出年月日	2010/6/12	2010/6/11
		24	支出年月日	2011/1/12	2011/1/11
C	阿部信矢	4	支出年月日	2010/7/21	2010/11/21
C	後藤 源	8	支出年月日	2010/7/20	2010/6/20
		9	支出年月日	2010/7/23	2010/6/22
		14	支出額	5,000	8,000
		計	支出額	134,500	137,500

表 2

議席番号	議員名	違法・不当支出額（円）					
		C		D		議員別合計	
		正	誤	正	誤	正	誤
8	鈴木 孝	113,690	117,690			231,190	235,190
12	木村忠三	690,873	697,073			720,873	727,073
24	船山現人	91,398	94,485			116,398	119,485
28	星川純一 (件数)			469,900 (113件)	1,007,140 (206件)	499,900 (114件)	1,037,140 (207件)
29	佐藤藤彌	123,370	124,370			138,370	139,370
43	後藤 源	134,500	137,500			183,500	186,500
	合計の欄 (件数)	4,097,121	4,114,408	1,407,685 (453件)	1,944,925 (546件)	6,445,206 (1,126件)	6,999,733 (1,219件)

2 監査対象部局の見解

議会事務局の関係職員に対して、政務調査費制度及び政務調査費のチェック体制について聴取した。

また、平成 22 年度政務調査費のうち、請求人から請求のあった支出に係る収支報告書の原本を確認するとともに、請求人の主張に係る議会事務局の見解を聴取した。

その内容は、以下のとおりである。

(1) 政務調査費制度の沿革

ア 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化を内容とする法の一部改正案が衆参両院とも全会一致で可決・成立し、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

改正法では第 100 条第 13 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第 14 項においては、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定された。（現行法では第 14 項及び第 15 項に規定）

イ こうした動きを受け、山形県でも「山形県議会活性化検討委員会」において検討を行い、従来、山形県議会会派に対し要綱に基づき交付されていた県政調査研究交付金に代えて、議員提案により平成 13 年 3 月に「山形県政務調査費の交付に関する条例」（平成 13 年 3 月県条例第 4 号。以下「条例」という。）及び「山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程」（平成 13 年 3 月県議会告示第 2 号。以下「規程」という。）を制定し、政務調査費制度の運用を開始した。

ウ その後、その用途や情報公開のあり方に関する県民の関心の高まりなど、条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえ、政務調査費制度のあり方や当面する諸課題について検討を行うため、平成 19 年 6 月、議長のもとに「山

形県議会政務調査費等検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置して検討を行い、平成 20 年 3 月に条例を改正して収支報告書への領収書その他証拠書類の写しの添付を義務付けるとともに、使途基準の明確化のため「山形県政務調査費の取扱いに関する要領」(以下「要領」という。)を制定した。

エ 要領においては、実費支出の原則及び按分等による支出の基本的事項を定めるとともに、各支出科目の運用の目安及び政務調査費を充当するのに適さない経費を例示している。

オ また、検討委員会の協議の中で、「政務調査費の手引」(以下「手引」という。)が平成 20 年 2 月 21 日に決定された。この手引は、条例、規程及び要領で定めた事務処理方法、使途基準、各種様式を網羅するものであり、政務調査費の使途などについて、その適否を具体的に判断する際の拠り所となるものである。

カ 平成 20 年の条例改正以降においても、検討委員会で政務調査費制度の運用のあり方について、随時課題の検討を行っており、平成 23 年度の検討委員会においては、使途基準や支払証明書の記載についてより明確な運用が行われるよう手引の見直しを行い、平成 23 年 10 月交付分から適用している。

(2) 政務調査費制度(議員に係るもの)の概要

ア 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1 月当たり 28 万円である。(条例第 3 条の 2)

イ 知事は、四半期ごとに、議員からの請求に基づき交付する。(条例第 7 条)

ウ 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収支報告書を翌年度の 4 月 30 日まで議長に提出しなければならない。(条例第 10 条第 2 項)

エ 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し等を添付しなければならない。(条例第 10 条第 5 項)

オ 議員は、交付を受けた額に残余がある場合は、県に返還しなければならない。(条例第 12 条)

カ 議長は、議員から提出された収支報告書を 5 年間保存しなければならない。(条例第 13 条)

キ 何人も収支報告書の閲覧を請求することができる。(条例第 14 条)

(3) 議会事務局によるチェック体制

ア 条例第 11 条で「議長は、政務調査費の適正な使用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとし、その結果必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。」と規定している。

イ 議会事務局においては、この規定に基づき、収支報告書及び領収書等の添付書類の内容が使途基準に適合するかなどチェックを行っている。

また、必要に応じて議員に確認を求め、適宜、加筆・修正を依頼し、その結果改めて提出された内容については、再度確認を行うなど適正なチェックに努めている。

なお、十分なチェック時間を確保できるよう、平成 20 年 4 月からは、収支報告書の四半期ごとの提出を可能とし、その都度チェックを行っている。

(4) 請求人の主張に係る議会事務局の見解

- ア 議会事務局としては、政務調査費の支出について前述のとおり適正にチェックを行っている。また、議員に確認する場合においては、平成 22 年 3 月 23 日最高裁判決における、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」との判示等も勘案している。
- イ 請求人が事実証明書において摘示している支出については、調査研究費として適正に支出されたものであると判断している。

3 事実関係の確認及び判断

請求書に添付されている「事実証明書」の項目（請求人表記の A、B-1、B-2、B-3、C 及び D）ごと、以下のとおり確認及び判断を行った。

なお、項目 A の判断については、項目 B-1 又は B-2 の判断に拠るところがあることから、項目 B-1、B-2 及び A の順に、確認及び判断を行った。

その際、収支報告書について、調査研究費の支出に係る事業内容の記載に一部不十分なものがあつたことから、議会事務局に対し再確認を求めた。

(1) **B-1 県（総合支庁）などの案内した会合後の私的な懇親会で目的外支出として違法・不当**

ア 請求人主張の趣旨

総合支庁が案内した会合後の懇談会は私的な懇親会であり、仮に意見交換がなされていても酒席での話であり、政務調査が主目的ではないことから政務調査費を充当することは違法・不当である。

イ 事実確認

(ア) 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があつた。

a 使途基準の解釈

手引において、他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費については、「政務調査活動としての会議との一体性があり、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分（会費等）を調査研究費から支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として 5,000 円程度とする。」としている。

b 議会事務局としての判断

摘示のあつた支出については、いずれも会議に一体又は連続した懇談会であり、県政課題等に関連する意見交換を行っていることから、私的なものとは言えず、使途基準に適合すると判断している。

(イ) 関係人に対する調査

会議後の懇談会の主催者である各総合支庁長に対して、文書による関係人調査を実施したところ、いずれの懇談会についても会議に一体又は連続して開催されており、県政課題等に関連する意見交換が行われているとの回答があつた。

ウ 判例等

飲食を伴う会合が、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ、金額についても社会通念上相当であると具体的に認められる場合、政務調査費を飲食代として支出することはできるとの趣旨の判示がなされている。

(参考：関係判例)

- ・ H19.10.12 長野地裁判決 H17(行ウ)第 16 号
- ・ H20.2.4 名古屋高裁判決 H18(行コ)第 8 号 (H18.6.19 金沢地裁判決 H17(行ウ)第 6 号を引用)

エ 判断

収支報告書の記載内容及び関係人調査の回答から、会費支出の対象となっている懇談会は、意見交換を目的とする会議に一体又は連続しており、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われていると思料され、金額も 5,000 円と社会通念上妥当な範囲内と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

氏名	件数	減額した額(円)	訂正理由	訂正年月日
松沢洋一	3	15,000	記載誤り	平成 24 年 4 月 26 日

(2) B-2 市町等の案内した会合後の私的な懇親会で目的外支出として違法・不当

ア 請求人主張の趣旨

市町等が案内した会合後の懇談会は私的な懇親会であり、仮に意見交換がなされていても酒席での話であり、政務調査が主目的ではないことから政務調査費を充当することは違法・不当である。

イ 事実確認

(ア) 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

a 使途基準の解釈

手引において、他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費については、「政務調査活動としての会議との一体性があり、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分（会費等）を調査研究費から支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として 5,000 円程度とする。」としている。

また、会議等を実施せず、意見交換を主目的とした懇談会のみを実施した場合であっても、県政課題等に関連する意見交換が行われていれば、調査研究費から支出することはできる。

b 議会事務局としての判断

収支報告書のうち、監査委員から再確認を求められたものについて精査を行った。その結果、いずれも県政課題等に関連する意見交

換を行っていることを確認した。

このことから、摘示のあった支出については、いずれも私的なものとは言えず、使途基準に適合すると判断している。

(イ) 関係人に対する調査

請求人が会合後の懇親会と摘示している懇談会の主催者である関係市町等に対して、文書による関係人調査を実施したところ、会議に一体又は連続して開催されているものと、会議等を実施せず意見交換を主目的として開催されているものと、2つの態様があった。

2つの態様いずれについても、懇談会において県政課題等に関連する意見交換が行われているとの回答があった。

ウ 判例等

飲食を伴う会合が、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ、金額についても社会通念上相当であると具体的に認められる場合、政務調査費を飲食代として支出することはできるとの趣旨の判示がなされている。

(前記(1)－ウの参考を参照)

エ 判断

収支報告書の記載内容、議会事務局による精査の結果及び関係人調査の回答から、会議に一体又は連続して開催された懇談会については、意見交換を目的とする会議と一体性があり、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われていると思料され、金額も5,000円以内と社会通念上妥当な範囲内と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

また、会議等を実施せず意見交換を主目的とした懇談会についても、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われていると思料され、金額も5,000円以内と社会通念上妥当な範囲内と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

氏名	件数	減額した額(円)	訂正理由	訂正年月日
鈴木 孝	1	5,000	記載誤り	平成 24 年 5 月 14 日
阿部賢一	1	5,000	記載誤り	平成 24 年 5 月 14 日
松沢洋一	1	5,000	記載誤り	平成 24 年 4 月 26 日

(3) A 意見交換会の交通費として支出しているが私的なもので目的外支出として違法・不当

ア 請求人主張の趣旨

酒席である懇親会に政務調査費が支出できないとすれば、懇親会に伴う運転代行料等交通費に政務調査費を充当することは違法・不当である。

イ 事実確認

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

(ア) 使途基準の解釈

使途基準に適合した意見交換会を目的とした懇談会出席に伴う交通費は、調査研究費の使途内容として「交通費」を例示しており、調査研究費から支出することはできる。

また、運転代行料に関しては、交通費に含まれると解する。

(イ) 議会事務局としての判断

摘示のあった支出については、いずれも使途基準に適合した懇談会の出席に伴う交通費であり、使途基準に適合すると判断している。

ウ 判断

収支報告書の記載内容から、交通費の対象となっている懇談会は、いずれも、項目B-1又はB-2で摘示された懇談会であることが明らかである。これらの懇談会については、前記(1)又は(2)において、意見交換を目的とする会議に一体又は連続し、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われている、又は、意見交換を主目的とした懇談会で、実質的に県政課題等に関連する意見交換が行われていると思料されると判断しており、これらに係る交通費については違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(4) B-3 議会用務で議会が支弁すべきものであり政務調査費の支出は目的外支出として違法・不当

ア 請求人主張の趣旨

議会の活性化の調査のための旅費は、議会からの派遣であれば議会で支弁すべきものである。また、遠方に行かなくとも資料収集できることから、政務調査費を充当することは違法・不当である。

イ 事実確認

議会事務局に対する監査において、事実関係を確認するとともに、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

(ア) 事実関係の確認

議員が議会の職務のため旅行するときは、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例に基づき、議員に費用弁償が支給される。

議会課題検討委員会等で実施した活性化調査や県外視察は、議会の職務には該当せず、費用弁償等の支出は行われていない。

(イ) 使途基準の解釈

県政課題等に関連する調査研究に要する交通費や宿泊料は、調査研究費から支出することはできる。

(ウ) 議会事務局としての判断

摘示のあった支出については、県政課題等に関連する活性化調査に要した視察や宿泊経費である。また、県外視察についても資料収集だけで足りるものではなく、現地調査及び意見交換を目的に行っていることから、いずれも使途基準に適合すると判断している。

ウ 判断

収支報告書の記載内容及び確認した事実関係から、いずれも議員への費

用弁償の支出の事実がなく、実質的にも調査研究が行われていると思料されることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(5) **C 市民・政治家などとしての活動であって、政務調査費を充当するのに適さない支出、または、政務調査費を充当するのに適さない会費などで目的外支出として違法・不当**

ア 請求人主張の趣旨

自らが構成員や役員となっている団体の総会等や反対集会等への参加は、私的活動又は政治活動であり、祝賀会や記念パーティー等への参加費は、結果として懇談がなされるとしても、調査研究が主目的でないことから、政務調査費を充当することは違法・不当である。

イ 事実確認

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

(ア) 使途基準の解釈

a 会議費等

県政課題等に関連する意見交換が行われている場合、調査研究費から支出することはできる。

また、議員活動は多岐にわたっており、政務調査費を充当することの妥当性については各議員の合理的な判断に委ねられている。

b 年会費等

町会費やPTA会費等の個人の立場で加入している団体への会費や、団体の活動総体が政務調査に寄与しないと考えられる団体への会費は対象外であるが、年会費を納入することにより、県政課題等に関連する情報収集等が行われる場合の会費は、調査研究費から支出することはできる。

c 集会等への参加経費

手引において具体的な例示はないものの、反対集会等への参加に係る経費であっても、県政課題等に関連する意見交換や調査活動が行われた場合は、政治活動には当たらず、調査研究費から支出することはできる。

d 謝礼等

調査相手先に対する土産代については、手引で支出できるものとしており、社会通念上妥当な範囲内において、調査研究費から支出することはできる。

(イ) 議会事務局としての判断

収支報告書のうち、監査委員から再確認を求められたものについて精査を行った。その結果、いずれも県政課題等に関連する意見交換や調査活動を行っていることを確認した。

このことから、摘示のあった支出については、いずれも使途基準に適合すると判断している。

ウ 判断

収支報告書の記載内容及び議会事務局による精査の結果から、いずれも

実質的に調査研究活動が行われていると思料されることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

氏名	件数	減額した額(円)	訂正理由	訂正年月日
高橋啓介	2	2,690	記載誤り	平成24年5月14日
阿部昇司	20	81,500	記載誤り	平成24年5月14日
鈴木孝	1	5,000	記載誤り	平成24年5月14日
竹田千恵子	1	2,000	記載誤り	平成24年5月14日
青柳信雄	2	8,000	記載誤り	平成24年5月14日
船山現人	1	12,348	記載誤り	平成24年5月18日
坂本貴美雄	1	5,000	記載誤り	平成24年5月14日
星川純一	1	30,000	記載誤り	平成24年5月14日
阿部賢一	3	10,000	記載誤り	平成24年5月14日
佐貝全健	1	3,000	記載誤り	平成24年5月14日
阿部信矢	3	343,070	記載誤り	平成24年5月14日
土屋健吾	1	23,070	記載誤り	平成24年4月18日
松沢洋一	1	3,000	記載誤り	平成24年4月26日
後藤源	4	20,000	記載誤り	平成24年5月14日

(6) **D 政務調査の調査研究旅費として支出されているが、あまりに頻繁で、記載されている支出内容からは具体的な調査内容が明らかでなく政務調査のための支出としては認めがたく目的外支出として違法・不当**

ア 請求人主張の趣旨

あまりに頻繁に自家用車利用による調査活動を行っているが、収支報告書の記載からは、具体的な内容等が明らかでないことから、政務調査費を充当することは違法・不当である。

イ 事実確認

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

(ア) 使途基準の解釈

自家用車利用の場合は、領収書の取得が困難なことから、収支報告書に支払証明書を添付し、走行区間、距離数及び内容を記載することとしている。県政課題等に関連する調査活動や意見交換が行われている場合、調査研究費から支出することはできる。

(イ) 議会事務局としての判断

収支報告書のうち、監査委員から再確認を求められたものについて精査を行った。その結果、いずれも県政課題等に関連する調査活動や意見交換が行われていることを確認した。

このことから、摘示のあった支出については、いずれも使途基準に適合すると判断している。

ウ 判断

収支報告書の記載内容及び議会事務局による精査の結果から、いずれも実質的に調査研究活動が行われていると思料されることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

氏名	件数	減額した額(円)	訂正理由	訂正年月日
阿部賢一	3	3,885	記載誤り	平成24年5月14日

4 結論

以上のことから、本件請求については、政務調査費に違法又は不当な支出があったとは言えず、また、知事が財産の管理を怠った事実も認められないことから棄却する。

5 意見

本件請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、今回の監査の経過を踏まえ監査委員の意見を次のとおり付す。

政務調査費は、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるためのものであり、これをどのように活用するかは本来議員の自律的判断に委ねられるべきものである。

その一方、政務調査費は公金から支出されていることから、その用途は限定され、県民への高い説明責任が求められているところであり、議会において、より一層の透明性を確保することを目的として、平成23年10月に「政務調査費の手引」を改訂するなどの努力がなされていることは評価できるものである。

しかしながら、今般の監査期間中、一部の支出について収支報告書の記載内容が不十分なことから、議会事務局に対し再確認を要するものがあつたことや複数の議員から記載誤りを理由に収支報告書訂正届の提出があり、監査対象から除外したことも事実である。議会においては、議会事務局によるチェック体制の更なる充実強化も含め、政務調査費制度の適切な運用をこれまで以上に推進されるとともに、今後も社会情勢の変化に応じた制度の在り方等について不断の見直しを行い、県民に対してより一層の説明責任を果たしていくことを期待するものである。

参考とした判例

【平成 19 年 10 月 12 日／長野地方裁判所／判決／平成 17 年（行ウ）第 16 号】

- ・ 調査研究の場において、目的達成の上で、関係者と飲食等をすることもあり得るところであり、飲食を伴う会合の会費についても、県の事務及び地方行財政に関する調査研究に伴い、社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一種の経費として、政務調査費を充てることができるかと解するのが相当である。

【平成 20 年 2 月 4 日／名古屋高等裁判所金沢支部／第 1 部／判決／平成 18 年（行コ）第 8 号】

（【平成 18 年 6 月 19 日／金沢地方裁判所／判決／平成 17 年（行ウ）第 6 号】を引用）

- ・ 政務調査費を飲食代金として会議費項目で支出することは、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ金額についても社会通念上相当であると具体的に認められない限り、本件使途基準に反するというべきである。

【平成 22 年 3 月 23 日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成 21 年（行ヒ）第 214 号】

- ・ 議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。